

認証の詳細

<ベビーカー>

— 目 次 —

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. プレス加工設備	1. 適切にプレスができること。
2. 穴あけ加工設備	2. 適切に穴があけられること。
3. 曲げ加工設備	3. 適切に曲げができること。
4. 縫製加工設備	4. 適切に縫製ができること。
5. 組立設備	5. 適切に組立ができること。
<p>ただし、プレス加工設備、穴あけ加工設備、曲げ加工設備及び縫製設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. すき間測定設備	1. ベビーカーのSG基準の1(2)、1(3)及び1(4)に規定する確認検査を行える各プローブを備えていること。
2. 角度及び長さ測定設備	2. ベビーカーのSG基準の1(5)に規定する確認検査を行える角度測定器を備えていること。
3. 身体保持性確認設備	3. ベビーカーのSG基準の1(6)に規定するテストマス、ヒンジ付きボードを備えていること。また、テストマスをベビーカーに乗せた状態で、ベビーカー自体を回転板に取り付け、正方向に360°、逆方向に360°回転させることができる設備を備えていること。
4. 列車ドア挟み検知試験設備	4. ベビーカーのSG基準の1(7)に規定する確認検査を行える設備を備えていること。
5. フットレストの強度試験設備	5. ベビーカーのSG基準の2.(1)に規定する確認検査を行える設備を備えていること。
6. シートベルトの緩み及び引っ張り試験設備	6. ベビーカーのSG基準の2.(2)及び2(3)に規定する検査を行える試験機を備えていること。
7. フロントガードの強度試験及び車輪の取り付け強度試験設備	7. ベビーカーのSG基準の2.(4)に規定する検査を行える試験機を備えていること。

<p>8. 振動衝撃試験設備</p>	<p>8. ベビーカーのSG基準の3.(1)、3.(2)に規定する検査を行える振動衝撃試験機、加速度計等を備えていること。</p>
<p>9 ストップの固定性試験設備</p>	<p>9. ベビーカーのSG基準の4.に規定する検査を行える設備を備えていること。</p>
<p>10. 走行性試験設備</p>	<p>10. ベビーカーのSG基準の5.に規定する検査を行える傾斜台を備えていること。</p>
<p>11. 安定性試験設備</p>	<p>11. ベビーカーのSG基準の6.に規定する検査を行える傾斜台、円柱形の重すいを備えていること。</p>
<p>12. 衝突強度試験設備</p>	<p>12. ベビーカーのSG基準の7.に規定する検査を行える傾斜台、重すい等を備えていること。</p>
<p>13. 小部品の誤飲確認試験設備</p> <p>ただし、角度及び長さ測定設備、身体保持性確認設備、列車ドア挟み検知試験設備、振動衝撃試験設備については、試験技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者であって、製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。また、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。</p>	<p>13. ベビーカーのSG基準の9.に規定する検査を行える試験器具を備えていること。</p>

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形式	(1) A形のもの (2) B形のもの
ハンドル	(1) ハンドル切り替えができるもの (2) ハンドル固定のもの
構造	(1) 4輪のもの (2) その他
適用月齢	(1) 24か月以下のもの (2) 36か月以下のもの (3) 48か月以下のもの

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本車両検査協会 <東京検査所> 〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL : (03) 3912-2361 FAX : (03) 3912-2208 E-mail: tokyo@jvia.or.jp	1 個/型式 試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください。

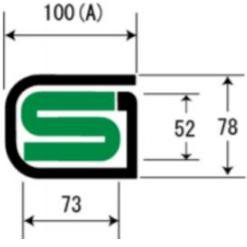
表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 3 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 37mm×37mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 20mm 以上です。</p>

	<p>色彩：二色又は単色とする。</p> <p>※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 の手数料を振り込んでください。</p> <p>手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行い、表示の対象となる製品を特定できるシリアル番号等も付してください。</p>
--	---

表 8：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク（SG ラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>33 円/個（税抜 30 円/個）</p> <p>※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。</p> <p>※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 9：SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 4 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本車両検査協会 <東京検査所> 〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL. 03 (3912) 2361 FAX. 03 (3912) 2208 E-mail: tokyo@jvia.or.jp <大阪検査所> 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL. 072 (233) 2001 FAX. 072 (233) 2002 E-mail: osaka@jvia.or.jp
------	---

表 11 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先														
一般財団法人日本車両検査協会	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 209,660 円（税抜 190,600 円） ・ 4.3.(2) 振動衝撃試験について証明書で置き換える場合には 33,550 円（税抜 30,500 円）を減算する。 ・ 電子取説の場合には 3,850 円（税抜 3,500 円）を加算する。 <p>※材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 33 円/個（税抜 30 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="443 1126 1126 1507"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160以下</td> <td>18,700円（税抜17,000円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>26,400円（税抜24,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>45,100円（税抜41,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>63,800円（税抜58,000円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～6,500</td> <td>82,500円（税抜75,000円）</td> </tr> <tr> <td>6,501～10,000</td> <td>101,200円（税抜92,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160以下	18,700円（税抜17,000円）	161～650	26,400円（税抜24,000円）	651～1,600	45,100円（税抜41,000円）	1,601～4,000	63,800円（税抜58,000円）	4,001～6,500	82,500円（税抜75,000円）	6,501～10,000	101,200円（税抜92,000円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料															
160以下	18,700円（税抜17,000円）															
161～650	26,400円（税抜24,000円）															
651～1,600	45,100円（税抜41,000円）															
1,601～4,000	63,800円（税抜58,000円）															
4,001～6,500	82,500円（税抜75,000円）															
6,501～10,000	101,200円（税抜92,000円）															

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 37mm×37mm です。</p> <div data-bbox="746 517 1018 790" data-label="Image"> </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="788 1099 1102 1406" data-label="Image"> </div> <p>図 2 自社表示</p> <p>寸法：A を 100 としたときの比率で表しており A は 20mm 以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。 手続はオンライン申請システムから行い、表示の対象となる製品を特定できるシリアル番号等も付してください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/6/1：基準改正・料金変更